

動物権利論の回顧と展望

浅野幸治

本稿の前半では、ごく簡略に現代の動物権利論を歴史的に振り返る。後半では、動物権利論の最新の展開として野生動物による鳥獣害の問題について私見を述べる。それは、動物に生命権、身体安全保障権、行動の自由権という基本的動物権を認めるだけでなく、これら3つの基本的動物権は自己所有権に当たるので、そこから動物に財産権、特に土地所有権を認めることができるのではないか、という考えである。

第1節、動物権利論の歴史

第1項 動物解放論の誕生

言うまでもなく、現代の動物擁護論は、1975年に出版されたピーター・シンガーの『動物の解放』を出発点とする。シンガーは功利主義者であって、快苦を感じる有感動物の利益を平等に配慮するという原則を主張した。快苦は誰が感じるかに関係なく、同様な快苦には同様な道徳的重要性があるからである。誰が感じるかに関係なくというのは、個人間で違いがないのと同じように、種が違っていても快が快であり苦が苦であることに変わりはないということである。この観点からシンガーは、人間のささいな利益を他の動物の重大な利益よりも優先するえこひいきを種差別と呼んで批判した。

とはいえシンガーは功利主義者なので、その理論によれば、誰かの利益を犠牲にして別の誰かの利益を増進するということが理論的にはあり得る。それどころか、犠牲よりも得られる利益のほうが大きい限り、そのような犠牲が常に正当化されてしまう。

そのような功利主義的柔軟性は必ずしも説得的と思われないので、間もなく権利論の立場からの動物擁護論が登場した。1983年に出版されたトム・レーガンの『動物権擁護論』である¹。レーガンは、権利が守るべき利益、すなわち内在的価値の発生を意識的な経験に見だし、そのような経験の主体、権利の主体を「生の主体 (subjects of life)」と呼ん

¹ Regan, *The Case for Animal Rights*.

だ。そして具体的に、1歳以上の正常に発達した哺乳類が生主体であると主張した。かくして、1歳以上の正常に発達した哺乳類には個として尊重される権利が平等にあるというのが、レーガンの所論である。

ここで注意しておきたいのは、レーガンが具体的に述べた「1歳以上の正常に発達した哺乳類」というのは生主体の必要十分条件ではないということである。そうではなくて、たんに生主体の十分条件にすぎない。必要条件ではない。だからレーガンの趣旨は、少なくとも「1歳以上の正常に発達した哺乳類」には権利があるということであって、他の動物には権利がないということではない。言い換えると、1歳以上の正常に発達した哺乳類の他にも生主体が存在する可能性は充分にある。どういうことか。どうしてレーガンは、1歳以上の正常に発達した哺乳類が生主体だと述べたのか。私見では、動物権利論の初期にあつて、レーガンは保守的な戦略を採ったのである。つまり、万人の同意が得られるように、権利の主体を限定し、絞り込んだ。その結果が「1歳以上の正常に発達した哺乳類」であり、これならば誰でも生主体であることを認めてくれるだろうというところである。その他の動物については、疑念を感じる人がいるかもしれないので、レーガンは敢えて生主体として述べない。そういう無難な戦略を採っているのである。

こうして現代の動物擁護論の2大潮流、すなわち動物福祉論と動物権利論を代表する著作が現れた。ただしシンガーの位置づけはいささか曖昧である。一方においてシンガーの立場は『動物の解放』という書名が述べるように動物解放論と見なされる。この場合、動物解放論は、その実践的要求において、動物権利論とほとんど同じと理解される。しかし他方でシンガーは、動物を苦しめないで殺すことを許容するので、動物福祉論の代表とも見られる。この場合、シンガーは、たしかに工場式畜産を批判するけれども、畜産そのものを否定するわけではなくて、飼育時における動物福祉の向上を主張するものと受けとられている。

第2項 動物解放論の前史

とはいうものの、現代の動物擁護論はなにもないところから突然に出てきたわけではない。シンガーに先立って、動物擁護論の蠢きと言ってよいような動きがあつた。第1は、1959年にウィリアム・ラッセルとレックス・バーチが出版した『人道的な実験技術の原

理』である。この本の中で、動物実験に関わる3つの原理(3R)——代替(Replacement)、削減(Reduction)、苦痛軽減(Refinement)——が初めて提唱された。これは、(1)動物個体を使った実験をそうでない実験に置き換え、(2)動物実験を行う際には犠牲となる動物の数を減らし、(3)粗雑なやり方で実験を行うのではなく実験のやり方を洗練させて、犠牲となる動物が感じる苦痛を小さくせよ、という考えである。

次に、1964年に出版されたルース・ハリソンの『アニマル・マシーン』を挙げることができる。これは、近代的な工場式畜産を最初に告発した書物である。この本の出版後まもなく英国政府は委員会を立ち上げて調査させ、その委員会が翌1965年にまとめたのが、委員長の名をとって呼ばれる通称『ブランベル報告書』である²。正式名称は、『集約的畜産における家畜の福祉に関する調査のための専門家委員会報告書』である。この報告書の中で、動物に「立ち上がり、横になり、向きを変え、毛繕いをし、肢を伸ばす」等の自由があるべきことが主張された。こうした考えが後に、遅くとも1979年までに「5つの自由」としてまとめられ、現在に至っている。5つの自由とは、次のとおりである。

- 1、飢えと渇きからの自由
- 2、不快からの自由
- 3、痛み、傷害、疾病からの自由
- 4、正常な行動を表現する自由
- 5、恐怖や苦悩からの自由

3つ目に、1971年、スタンリー・ゴドロビッチとロズリンド・ゴドロビッチとジョン・ハリスの編集になる『動物と人間と道德』の発行である³。この本の寄稿者にはリチャード・ライダーがいて、ライダーが動物実験についての論文の中で「種差別」という言葉を初めて使った。ちなみにゴドロビッチらはオックスフォード大学の人たちで、オックスフォード大学でゴドロビッチらに影響されてシンガーも菜食主義者になっていた。そして、この本の書評を1973年にシンガーが「動物の解放」という題で書いて、『ニューヨーク

² Brambell, R. *Report of the Technical Committee to Enquire Into the Welfare of Animals Kept Under Intensive Livestock Husbandry Systems.*

³ S. Godlovitch, R. Godlovitch and J. Harris eds. *Animals, Men and Morals.*

書評雑誌』に投稿した⁴。この書評がきっかけとなって、シンガーは『動物の解放』を執筆・出版したという次第である。

第3項 国内での関連図書

もちろん日本国内には、菜食主義の思想や実践が昔からある。とはいえ、それとは別に1970年代後半から1980年代にかけて欧米の動きに呼応するような国内の動きはあったのだろうか。ほとんど知られていないと思われるけれども、一応少しは国内の動きもあったので、記しておきたい。1つは、1982年に波岡茂郎が出した『家畜はいずこへ——ある食肉恐慌論』である。この本は、ハリソン『アニマル・マシーン』の日本版と言ってもよい内容である。実際、波岡の『家畜はいずこへ』は、『アニマル・マシーン』を出した同じ講談社から2年後に出されているので、同じような問題関心が背景にあったのだろうと推測される。

2つ目は、1985年に太田竜が出した『家畜制度全廃論序説』であり、3つ目は同じく太田が翌1986年に出した『声なき犠牲者たち——動物実験全廃へ向けて』である。この2冊は、シンガーの影響が明確に見てとれ、太田がシンガーらの動きに呼応し賛同して書いた和書である。いずれも、あまり権利という言葉を使っていないけれども動物権利論の立場から、家畜制度や動物実験の全廃を主張している。また通常は「種差別」と訳されるspeciesismを太田が「人類独尊主義」と訳しているのも興味深い。

しかし残念ながら、すでに述べたように、波岡や太田の3冊はほとんど影響力がなかったようである。

第4項 動物解放論への異論

第1項で述べたようにして、動物解放論が登場した。それに対して当初向けられた反論・異論には主に2種類がある。1つは、種差別批判に対して正面から種差別を擁護する議論である。言い換えると、デカルト的動物機械論の主張と言ってよい。この代表が、1980年

⁴ Singer, "Animal Liberation," *New York Review of Books* April 5, 1973 issue.

にレイモンド・ギレスピー・フレイが出した『利益と権利——反動物擁護論』である⁵。その中でフレイは、人間以外の動物には言語がないから信念がない、信念がないから欲求がない、欲求がないから道徳的に配慮すべき利益がないという論理で、人間以外の動物を道徳的配慮の埒外に置いて、種差別を正当化した。

もう1つは、生態系主義からの異論である。動物解放論は要するに、動物に危害を加えるなと主張する。この主張は飼育動物に当てはまるだけではなくて、野生動物にも当てはまる。つまり、動物解放論は、野生動物の保護も主張する。さらに、自然環境の破壊は通常そこに棲む動物を傷つけることになるので、動物解放論は自然環境の破壊にも反対する。こうして動物解放論は、自然環境を破壊するなと主張する生態系主義と似たような思想と見える。それに対して、生態系主義と動物権利論は違うと明確に主張したのが、1980年にJ・ベアード・キャリコットが発表した「動物解放論争——三極対立構造」という論文である。この論文名にある「三極」とは、人間中心主義と生態系全体主義と動物権利論である。キャリコットによれば、生態系全体主義も動物権利論も人間中心主義でないという点では共通であるけれども、生態系全体主義と動物権利論の間には大きな違いがある。すなわち、動物権利論では個々の動物に権利があると考えてのに対して、生態系全体主義では生態系全体の健全さが重要である。したがって、生態系全体の健全さを維持するためには、個々の動物は容易に犠牲にされうる。実際に、食物連鎖を考えれば、被食動物の犠牲なしに生態系は維持されえない。

第5項 動物解放論の代替か、補完か

倫理学内の潮流で言えば、シンガーの動物解放論は功利主義的であり、レーガンの動物権利論は義務論的である。それに対して次に、倫理学内の他の潮流からの異議申し立てが出てきた。他の潮流とは具体的には、フェミニズムとケア倫理と徳倫理である。この中でフェミニストの動物倫理とケアの動物倫理は、一緒にされることも多いけれども、それぞれ別々の要素もあるので、分けて考えたほうがよい。また、これら3つの申し立ては位置づけが難しい。

⁵ R. G. Frey, *Interests and Rights*.

第1は、フェミニズムの立場からの動物倫理であり、その代表は、1990年にキャロル・J・アダムズが出した『肉食という性の政治学——フェミニスト的ベジタリアンの批判理論』である⁶。この本の中心的主張は、動物の虐待と女性の虐待が繋がっているということである。これは虐待の構造が同じということであり、女性も動物もかけがえのない個体として見えなくされることによって、たんなる物に変えられる、というのである。構造が同じなので、女性の抑圧に反対する人は動物の抑圧にも反対する必要があるというのが、この本の趣旨と思われる。

第2は、ケア倫理の立場からの動物倫理で、代表は2015年にローリー・グルーエンが出した『繋がりあう思いやり——もう1つの動物倫理』である。この中で、グルーエンは、従来の動物解放論に対して「動物自身の経験に注意を払って、動物の気持ちに配慮すること⁷」の必要性を主張し、そのような思いやりに基づいた人間動物関係を提唱した。グルーエンは、従来の動物解放論に対する代替案として自らの動物倫理を捉えているようである。しかしながら私見では、従来の動物解放論に対するグルーエンの不満は、従来の動物解放論が十分でないということなので、グルーエンの主張も従来の動物解放論の代替というよりも従来の動物解放論を補うものと理解したほうがよい。

第3は、徳倫理の立場からの動物倫理であり、代表は2006年にロザリンド・ハーストハウスが発表した論考「徳倫理を私たちと他の動物との関係に適用する」である⁸。この論考でハーストハウスは、従来の動物擁護論とほとんど同じ実践的結論を、慈しみや節度、正直や誠実といった徳を備えた人がどのように行為するだろうかという観点から主張した。徳とは、人間がよく生きるために備えるべき優れた性格である。そして人間にとって、徳を備えて生きることがよく生きること（幸福）である。だから人間は自分が幸福に生きるためにも、動物擁護論の実践的結論に賛同し行為すべきなのである。こうして、徳倫理からの動物倫理は、動物擁護論のための追加的理由になる⁹。私見では、人間の道徳的成長

⁶ ただし、この本の副題が邦訳では「フェミニズム-ベジタリアニズム批評」となっている。

⁷ Gruen, *Entangled Empathy*, p. 3. これが「繋がりあう思いやり」の定義であるけれども、訳はかなり自由な拙訳である。

⁸ Hursthouse, “Applying Virtue Ethics to Our Treatment of the Other Animals.”

⁹ ただし、ハーストハウス自身は、徳倫理的な動物倫理を、動物の道徳的地位に依拠する功利主義や権利論に代わるものと捉えているように見える。

や幸福に焦点を当てたところに徳倫理的な動物倫理の意義がある。

第6項 動物権利論の発展

すでに見たように、初期の動物解放論は、功利主義的な動物擁護論や非常に控えめな動物権利論であった。そこから動物権利論は発展、成熟し本格化してくる。まず取り上げるべきは、1993年にパオラ・カヴァリエリとピーター・シンガーが編者として出した『大型類人猿の権利宣言——平等の拡張』である。ある意味で、この権利宣言は、レーガンの動物権利論より以上に限定的である。権利主体を「1歳以上の正常に発達した哺乳類」から、さらに大型類人猿にまで絞り込んでいるからである。その代わり、大型類人猿の権利宣言はたんに倫理学上の学説に留まらず、政治的に実現することを目指している。この権利宣言に説得力があるのは、他の大型類人猿が人間とほとんど変わらない「精神的能力をもち、情緒的生活をしている」からである¹⁰。また政治的実現を目指すため、動物が有する権利の内容を具体的に特定している。すなわち、大型類人猿には次の3つの権利があると宣言される。

- 1、生存への権利
- 2、個体の自由の保護
- 3、拷問の禁止

このように『大型類人猿の権利宣言』が権利主体を大型類人猿に限定したのは、権利を人間以外の動物に拡張するにあたり、まず最も実現可能性が高いところで突破口を開くという趣旨であった。

次は、1999年にカヴァリエリが出した『動物問題——なぜ人間以外の動物が人権に値するのか』である。この本でカヴァリエリは、生命、行動の自由、身体的安全保障という3つの人権は、人間でなくても経験し、欲求し、行為するすべての動物に当てはまると主張した。ここでカヴァリエリが挙げる3つの権利は、『大型類人猿の権利宣言』で述べられた3つの権利とほぼ同じである。つまり、『大型類人猿の権利宣言』で述べられた3つの権利が大型類人猿に限定されず、すべての動物にあると、カヴァリエリは主張するわけ

¹⁰ カヴァリエリ／シンガー編『大型類人猿の権利宣言』、ix頁。

である。その理由は、生命、行動の自由、身体安全保障という3つの人権の根拠が他の動物にもあるということである。

ちなみに、私が考える動物権利論も、カヴァリエリの線に沿って、人権の根拠から動物の権利に行くという道行きをとっている¹¹。

そして最後に、ゲイリー・ローレンス・フランシオンである。フランシオンは1990年代から動物権利論を積極的に展開しているけれども、代表作は2000年の『動物の権利入門——わが子を救うか、犬を救うか』である。この中でフランシオンは、人間の財産とされない権利を動物の基本権として据える¹²。別の言い方をすれば、人間の財産にされていることが動物にとってすべての不幸の始まりだというのである。また人間の財産にされている限り、動物の福祉が人間の利益よりも優先されることはないというのである。だから、動物を所有するという制度を廃止する必要がある、というのがフランシオンの主張である。

第7項 動物権利論の新展開

こうしてフランシオンに代表される動物権利論は、人間が動物を所有・飼育することの廃止を主張する。人間に所有された動物がすべて解放されたならば、すべての動物は野生動物になる。そのとき人間は、野生動物に対して、上で述べた3つの権利、すなわち生命権、身体安全保障権、行動の自由権を尊重するだけである。これら3つの権利は消極的権利なので、人間と動物の関係は、人間が動物に対して余計なことをしないということに尽きる。これを実現する手っ取り早い方法は棲み分けである。つまり、人間は人間開発区域で生活し、動物は自然保護地域に生息し、基本的に互いに交わらないという世界になる。

しかし、そのような世界は、必ずしも理想的でも現実的でもないかもしれない。動物解放論が思い描くような単純な二分法の世界を不満足なものとして、新たな理論的洗練を模索する動きが出てきた。1つは、2007年にツァヒ・ザミールが出した『倫理学と動物—

¹¹ 浅野『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』第1章。

¹² 正確に言うと、「他人の財産とされない権利」である。というのは、動物の基本権は、人間にもあるからである。ただし、人間に基本権があることを前提として、他の動物の権利を検討している場合には、「人間の財産とされない権利」という言い方のほうが分かりやすくよいだろう。

一種差別的な動物解放論』である¹³。この本で、ザミールは、動物解放論の内部で、動物を搾取しないで利用する可能性を探求し、伴侶動物は伴侶動物であることによって被る不利益よりも伴侶動物であることによって得る便益のほうが大きいので、伴侶動物の飼育は正当化されうると主張した。

もう1つは、2011年、スー・ドナルドソンとウィル・キムリッカの共著になる『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』である。ドナルドソンとキムリッカによれば、人間と他の動物は現実にはさまざまな関係を結んで生きている。したがって他の動物には、3つの消極的な基本権が普遍的にあるだけではない。人間には、他の動物との関係に基づいて、他の動物に対する積極的な義務もある——言い換えると、他の動物には、積極的な権利もある。そうした積極的権利を取り込んだ政治理論を構想するのが、ドナルドソンとキムリッカの狙いである。人間の場合、すべての人間に普遍的な権利があるだけではない。同胞市民の間には特別な権利・義務関係がある。同じように、人間に飼育されている動物は、一定の関係の中で人間と政治共同体を形成し、そのような共同体の構成員として積極的な権利がある。「動物市民権」と言ってよいだろう。

それだけではない。人間の場合、市民と外国人の中間に、一時滞在ではなしに国内に永続的に居住する外国人、すなわち居留民がいる。居留民は、市民ではないけれども、たんなる一時滞在者でもなく、外国人以上の一定の積極的権利が認められる。同じように、人間に飼育されているわけではないけれども、人間の生活圏の中で生息する動物がいる。そうした動物をドナルドソンとキムリッカは「境界動物」と呼ぶ。「半野生動物」と呼んだほうが分かりやすいかもしれない。これらは身近な動物であって、例えばカラスや鳩などである。こうした半野生動物には、居留民と同様、共生のために合理的な配慮を要求する権利が認められる。

また外国人には、消極的な人権があるだけではない。外国人の共同体である外国には共同体として主権が認められる。同じように、野生動物には、個々の動物に消極的な基本権が認められるだけでなくして、野生動物の集団には外国と同様な主権が認められる。これが、人間が野生動物に介入しない根拠になる。

¹³ Zamir, *Ethics and the Beast*.

このように、ドナルドソンとキムリッカは、人間の場合の市民、居留民、外国人に対応して、動物にも飼育動物と境界動物（半野生動物）と野生動物を区別して権利義務関係を考える政治理論を提唱した。

3つ目は、2013年にデビッド・アラン・ナイバートが出した『動物・人間・暴虐史——“飼い貶し”の大罪、世界紛争と資本主義』である。この本は、批判的動物研究と呼ばれる立場の代表作であり、基本的に動物権利論に立脚する。ただし、それだけに留まらず、ナイバートは、次のように述べる。

人間が他の動物に加えてきた危害——特に放牧文化と牧場経営の営為に端を發し、今日の工場式畜産に至って極みに達した危害——は、貶められた人間、なにかんづく世界に広がる土着民を狙った大規模な暴力の前提条件であり、その生みの親でもあった¹⁴。

このようにナイバートは、すべての人間抑圧の根源に動物抑圧があると主張する。だから、女性の解放も労働者の解放もそれだけでは完結せず、動物の解放まで遡らないと女性の抑圧も労働者の抑圧も根本的に解決しないということのようである。

第2節 動物の土地所有権

第1項 動物の自己所有権

すでに述べたように、動物権利論によれば、動物には、生命権、身体の安全保障権、行動の自由権という少なくとも3つの基本的動物権がある。この3つの基本的権利は、人間の場合で言えば、自己所有権に当たる。

フランシオンがいう「人間の財産とされない基本権」も、自己所有権と同じものである。例えば、奴隷が主人の所有権から解放されたならば、奴隷の身体に対する所有権ないし支配権を回復するのは誰だろうか。奴隷自身である。同じように、他の動物が人間による所有から解放されたならば、その動物の身体に対する所有権ないし支配権を回復するのは誰

¹⁴ 『動物・人間・暴虐史』、10頁。ただし、原著者による傍点は、引用者が太字に変えた。

だろうか。その動物自身である。野生動物について見てみよう。野生動物には、人間の財産とされない権利がある。では、野生動物の何が、人間による所有を排除するのだろうか。

「人間の財産とされない権利」は、具体的に分かりやすく述べられた消極的権利である。けれども、この権利は、人間の側の「動物を所有しない義務」に基づくわけではない。むしろ反対に、人間の義務が、動物の権利に基づく。では、動物が人間に対して「所有するな」と要求できるのは、動物にどういう積極的な権利があるからだろうか。それは、野生動物が現に自分の身体に対する所有権ないし支配権を持っているからである。言い換えると、野生動物には自己所有権があるから、人間に対して「人間の財産とされない権利」を主張できるのである。

こうして人間に自己所有権があるように、動物にも自己所有権がある。このことが認められれば、人間が自己所有権を元に他の物に対する所有権を獲得できるように、動物も自己所有権を元に他の物に対する所有権を獲得できるはずである。

第2項 ジョン・ロックの所有権論

物に対する所有権を基礎づける所有権論の中で最も有力なのは、ジョン・ロックの所有権論である。その1番有名な箇所をみてみよう。

すべての人間は、自分自身の身体に対する所有権をもっている。……彼の身体の労働とその手の働きは、まさしく彼のものであるといってよい。そこで、自然が準備し、そのままに放置しておいた状態から、彼が取り去るものは何であれ、彼はこれに自分の労働を混合し、またこれに何か自分自身のものをつけ加え、それによってそれを自分の所有物とするのである。……櫟の木の下で拾ったどんぐりや、森のなかの樹木から寄せ集めたりんごを食べて生きている者は、たしかにそれらを自分のものとして占有したのである。……それらがはじめて彼のものになったのはいつだろうか。それらを消化したときか。それとも食べたときか。あるいは煮たときか。それらを家にもち帰ったときか。それともそれらを拾ったときか。もし最初に寄せ集めたときにそれらが彼のものになったのでなければ、それ以外の何によっても彼のものになりえないことは明白である¹⁵。

¹⁵ ロック『統治論』、27～28節。

これが、ロックの有名な労働所有権論である。まず、自分の身体は自分のものである。したがって、自分の身体の労働も自分のものである。そこで、なにか他の物（対象）に自分の労働を加えることで、その対象も自分のものになる。

具体例を見よう。どんぐりやりんごは、自然の中にあるとき、誰のものでもない。しかし、どんぐりやりんごは、人間が食べて人間の身体の一部になったときには、その人間のものである。では、どんぐりやりんごは、いつ人間のものになったのか。どんぐりを拾ったとき、りんごを樹木から寄せ集めたときだと、ロックは言う。つまり、この「拾う」という行為、「寄せ集める」という行為が労働なのである。もしそうであれば、人間以外の動物も同じことを行うだろう。リスもどんぐりを拾うだろうし、猿もりんごを寄せ集めるだろう。そうして、人間と同じように、他の動物も労働を加えることによって他の物に対する所有権を獲得するだろう。

次に、より重要な土地所有権について見てみよう。ロックによれば、土地も、同じように労働を加えることによって所有権を獲得できる。ロックはこのように述べる。

明らかに大地の所有権もまた果実や動物と同様に獲得される。一人の人間が耕し、植え、改良し、栽培し、そしてその収穫物を利用しうるだけの土地、それだけが彼の所有物である¹⁶。

少し注釈が必要である。ロックは、人間以外の動物に自己所有権があると考えていない。したがって、ロックによれば、他の動物には「人間の財産とされない権利」がない。ロックにとって、他の動物は植物や無機物と同様、たんなる物、利用対象にすぎないようである。この点は、筆者と見解が異なる。私は、人間と同様、他の動物にも自己所有権があると主張する。この点で筆者とロックは見解が異なるけれども、それを除けば、ロックの所有権論の論理が有力であることに変わりはない。

上の引用では、「耕し、植え、改良し、栽培」することが労働ないし労働を加えることとして捉えられている。ここでは、労働が対象の価値を高めるという側面が強調されてい

¹⁶ 『統治論』、32 節。

る。

もう1つ、「利用しうるだけの土地」という表現が表すのは、所有権の範囲条件である。この所有権の範囲条件をロックは、次のように述べる。

ものがそこなわれないうちに生活の何かの便宜のために人が利用できるかぎり、だれでも自分の労働によって所有権を定めてよいのである。これを超過するものはすべて彼の分け前以上のものであり、他人のものなのである。そこなったり破壊したりするために神が人間のためにつくったものは何もない¹⁷。

ここでも少し注釈が必要である。ロックはキリスト教徒として、「神は人々に世界を共有物として与えた¹⁸」という枠組みで考えているけれども、私たちが「神」という言葉に惑わされる必要はない。私たちは、所有権の範囲条件の根拠を、誰もみんなの共有物である財産を無駄にする権利はないと理解すればよい。

このようにして人間は土地に対する所有権を獲得する。では、他の動物はどうか。他の動物も同じようにして土地に対する所有権を獲得するのか。残念ながら、他の動物は、「耕し、植え、改良し、栽培」という労働をしない。では、他の動物は土地に対する所有権を獲得できないのか。そうでもない。発見という労働も価値を創造するという見方がある。この見方は標準的な解釈とまでは言えないかもしれないけれども、1つの有力な解釈である。典型的には、泉や鉱床を発見したという場合である。発見によって、これまで社会的に存在しなかった物が存在するようになるからである。しかも、このような見方がロックの『統治論』の中にも見いだされる。

狩りたてられている野兎は、猟の間はこれを追跡している人のものであると考えられる。……それを見つけて追いかけるというだけの労力をその種のものに用いたものはだれでも、そのことによって、それを共有物であった自然の状態から取り去り、1つの所有権を生み出したことになるからである¹⁹。

¹⁷ 『統治論』、31 節。

¹⁸ 『統治論』、26 節。

¹⁹ 『統治論』、30 節。

この引用の中で、「追いかける」という労働が所有権の確立にどのような貢献をしているのかは、よく分からない。けれども、見つけるという労働は、所有権を確立するというように読める。

この発見の論理で行けば、人間よりも前に、土地は他の動物によって発見され、他の動物のものになっていたと考えられる。

たしかに、この土地所有は、動物の1個体による所有ではないかもしれない。動物の共同体による所有と考えたほうがよさそうである。その場合、土地は、共同体に属する動物にとっては共有である。けれども、共同体の外の者を排除するので、その意味で「私的」な所有である。

第3項 「鳥獣害」再考

私たち人間は、野生鳥獣による「被害」を語る。この言い方は、人間に土地およびそこに成った植物や果実への所有権があることを前提している。しかし、他の動物は、人間による所有権を認めていないかもしれない。むしろ、他の動物は、自分たちの所有権が人間によって侵害されたと思い、人間による土地篡奪に抵抗しているのかもしれない。人間同士の場合で言えば、土地を奪われた北米インディアンが、土地を奪った白人入植者に抵抗し、その入植地を襲撃している姿を思い浮かべればよいかもしれない。

たしかに、人間よりも前に、他の動物がこの土地にいたのだろう。とすれば、他の動物が人間よりも前にこの土地を発見し所有していたのだろう。そしてこの土地の所有権は、他の動物の子孫である後世の動物たちが継承していたのだろう。

このように考えれば、後からこの土地に来た人間は一体どのようにして土地の所有権を獲得できたのか、そのことのほうが不思議に思われよう。この不思議には、ロックの所有権論で答えることができる。すなわち人間は、土地に開墾などの労働を加えることによって、土地の所有権を獲得するのである。けれども、このロック的説明が有効であるためには、1つの前提がいる。というのは、他人の土地に対して開墾を施したとしても、他人の所有権の侵害にしかないからである。そうならないためには、人間がすでに動物の共同体の一員として受け入れられていたという前提が必要である。そうであれば、人間を含む動物共同体にとって土地は共有であり、どの特定の個人にも属さなかったと考えられる。

実際に、そのような共有状態が、ロックの想定する所有権成立以前の状態である。

では、人間が動物共同体の一員として受け入れられていたという前提は、どれほど説得的だろうか。太古の昔には、そのような前提は説得的だったかもしれない。人間の数が増えなければ、人間と他の動物は平和的に共存できたであろうからである。しかし、歴史時代が始まり、人口が増え、人間と他の動物が対立するようになったときには、そのような前提は説得的でない。むしろ、人間は他の動物の共同体から排斥されていたと考えられる。この段階では、人間は暴力的に他の動物の土地に侵攻していったのである。

とはいえ、あまり昔のことは分からない。ここでは問題を便宜的に、統計的資料がある近代に限定して考えよう。1850 年頃、日本で人間が利用している土地面積は、64,090km²であった。そのとき人間が利用していなかった土地は、他の動物の所有であったと考えられる。ところが、日本で人間が利用している土地面積は 1985 年には、102,520km²に増えている²⁰。その差は、38,430km²であり、それだけの土地をこの 135 年ほどの間に人間は他の動物から奪ったことになる。これは国土面積の約 10%である。それに対して野生動物は今、抵抗しているのだと考えられる。

このように他の動物には、人間よりも先に土地に対する所有権があったとすれば、いわゆる「鳥獣害」は非常に違ったものに見えてくる。すなわち、「鳥獣害」は野生動物が人間の所有権を侵害しているのではない。むしろ、人間が他の動物の所有権を侵害しているのであり、「鳥獣害」はその侵害に対する抵抗であり、ささやかな反撃であると見られるだろう。そうとすれば、正義は何を要求するだろうか。

第 1 に、匡正的正義は、人間がこの百年余りの間に一方的に他の動物から奪った土地を他の動物に返還することを要求する。特に耕作放棄地や荒廃農地については人間が利用する土地から人間が利用しない土地に返すことに大きな支障がないだろう。

第 2 に、たしかに、人間がこの百年余りの間に一方的に他の動物から奪った土地のすべてを直ちに他の動物に返還することは現実的でないかもしれない。それでも、人間が土地を独り占めして他の動物を排除するのではなくして、土地を他の動物と分かち合い共生する努力はできるだろう。これは、「鳥獣害」から基本的に柵などによって農作物を守るけ

²⁰ 環境省、「平成 23 年度 第 2 回人と自然との共生懇談会資料 2-2」。

れども、守り切れない分については動物の取り分を許容するという態度である。

第4項 ロック的但し書き

上では、人間が動物共同体の一員ではなかったという前提の下で、他の動物が所有していた土地を人間が暴力的に奪ったと考えた。次に、人間が動物共同体の一員であったという前提で考えてみよう。その場合には、たしかに、人間は自分の労働を加えることによって共有であった土地を自分の私有地に変えることができる。つまり、人間の土地所有権が正当に認められる。もしそうであれば、先に述べた日本で人間が最近利用するようになった 38,430km²の土地は、他の動物に返還しなくてよいのだろうか。

ここで、ロック所有権論の重要な制約である「ロック的但し書き」が効いてくる。ロック的但し書きとは、ロックの労働所有権論に対する次のような制約である。

少なくとも（自然の恵みが）共有物として他人にも十分なだけが、また同じようによいものが、残されている場合には²¹

労働を加えることによって所有権が認められるというのである。言い換えると、所有権が成立するためには、他人にも十分な量だけ同じような質の物が残されていなければならない、というのである。土地の所有に関して、この但し書きは次のように述べられる。

土地のある1部を改良することによって、このように占有することは、他人に対する何の侵害にもならなかった。というのは、まだ十分に、また同じように善いものが残されており、しかもまだ土地を与えられぬ者が利用しきれないほどあったからである²²。

土地に関して、このロック的但し書きは大昔には満たされていたと考えられる。しかし、土地は有限なので、土地が所有されていったとき、ロック的但し書きがいつまでも満たさ

²¹ 『統治論』、27 節。ただし、enough, and as good の訳は宮川訳ではなく、鶴飼の訳文に従っている。

²² 『統治論』、33 節。ここでも、enough, and as good の訳は宮川訳ではなく、鶴飼の訳文に従っている。

れているわけではない。

土地に関しても土地以外の資源に関しても、ロック的但し書きは、文字通りに解釈されるか、そうでない場合には「他の者の状況を悪化させない限り」という意味に解釈される。文字通りに解釈した場合、ロック的但し書きを満たすのは難しい。たいていの物は有限量しか存在しないから、誰かが私有化した分、それだけ他の者の取り分は減るからである。この帰結を避けようとするれば、均等配分しか認められないことになる。したがって、より標準的には、ロック的但し書きは「他の者の状況を悪化させない限り」という意味に解釈される。この解釈では、誰かがなにかを私有化したとしても、それで生産性が上がって、他の人の生活も豊かになれば、ロック的但し書きが満たされ、所有権の正当性が認められる。

では、この百年あまり日本で人間が土地利用を増やしてきたとき、ロック的但し書きは満たされていたか。他の動物の生活状況は悪化しなかったか。悪化しなかったとは言えない。2020 年の環境省資料によると、日本ではすでに 46 種の陸生動物が絶滅しており、さらに 1277 種の陸生動物が絶滅の危機に瀕している²³。もちろん、人間による土地開発だけが動物種の絶滅や絶滅危機の原因ではないかもしれない。他にも要因があるだろう。けれども、他の要因もほとんどが人間および人間活動が引き金になっているので、人間が土地を開発したとき、人間は他の動物の状況を悪化させたのである。それが、野生動物の絶滅や絶滅危機が教えるところである。ということは、人間の土地所有権は、ロック的但し書きを満たさなかったもので、正当でないということになる。とすれば、すでに述べたように、私たち人間は最近獲得した土地を他の動物に返還すべきなのである。

文献表

浅野幸治、『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』、ナカニシヤ出版、2021 年。

キャロル・J・アダムズ、『肉食という性の政治学——フェミニズム—ベジタリアニズム批評』鶴田静訳、新宿書房、1990 年。

太田竜、『家畜制度全廃論序説』、新泉社、1985 年。

——、『声なき犠牲者たち——動物実験全廃へ向けて』、現代書館、1986 年。

パオラ・カヴァリエリ & ピーター・シンガー編、『大型類人猿の権利宣言』山内／西田監

²³ 「環境省レッドリスト 2020 の掲載種数表」

- 訳、昭和堂、1993 年。
- 環境省、「環境省レッドリスト 2020 の掲載種数表」、<https://www.env.go.jp/content/900502268.pdf>
- 、「平成 23 年度 第 2 回人と自然との共生懇談会資料 2-2 長期の国土の土地利用変化」、<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/kyosei/23-2/files/2-2.pdf>
- J・B・キャリコット、「動物解放論争——三極対立構造」千葉香代子訳、小原秀雄監修『環境思想の系譜 3 環境思想の多様な展開』（東海大学出版、1995 年）に所収、59～80 頁。
- ピーター・シンガー、『動物の解放 改定版』戸田清訳、人文書院、2011 年。
- スー・ドナルドソン&ウィル・キムリッカ、『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』青木／成廣監訳、尚学社、2011 年。
- デビッド・A・ナイバート、『動物・人間・暴虐史——“飼い貶し”の大罪、世界紛争と資本主義』井上太一訳、新評論、2013 年。
- 波岡茂郎、『家畜はいずこへ——ある食肉恐慌論』、講談社、1982 年
- ルース・ハリソン、『アニマル・マシーン——近代畜産に見る悲劇の主役たち』橋本明子訳、講談社、1979 年。
- ゲイリー・L・フランシオン、『動物の権利入門——わが子を救うか、犬を救うか』井上太一訳、緑風出版、2000 年。
- ラッセル&バーチ、『人道的な実験技術の原理罫線罫線動物実験技術の基本原則 3R の原点』笠井憲雪訳、アドスリー、2012 年。
- ロック、「統治論」宮川透訳、大槻春彦編『ロック ヒューム 世界の名著 32』（中央公論社、1980 年）に所収、187～346 頁。
- 、『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波文庫、1968 年。
- Brambell, Roger. *Report of the Technical Committee to Enquire Into the Welfare of Animals Kept Under Intensive Livestock Husbandry Systems*. Her Majesty's Stationary Office, 1965. <https://edepot.wur.nl/134379>
- Cavalieri, Paola. *The Animal Question: Why Nonhuman Animals Deserve Human Rights* Translated by C. Woolard. Oxford UP, 2001.
- Farm Animal Welfare Council. “Press Statement.” 1979. https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20121007104210/http://www.fawc.org.uk/pdf/five_freedoms1979.pdf
- Frey, Raymond G. *Interests and Rights: The Case Against Animals*. Oxford UP, 1980.
- Godlovitch, Stanley, Roslind Godlovitch and John Harris eds. *Animals, Men and Morals: An Inquiry into the Maltreatment of Non-humans*. Gollancz, 1971.
- Gruen, Lori. *Entangled Empathy: An Alternative Ethic for Our Relationships with Animals*. Lantern Books, 2015.

- Hursthouse, Rosalind. "Applying Virtue Ethics to Our Treatment of the Other Animals." In J. Welchman ed., *The Practice of Virtue: Classic and Contemporary Readings in Virtue Ethics* (Hackett, 2006), pp. 136-55.
- Regan, Tom. *The Case for Animal Rights Updated with a New Preface*. University of California Press, 2004.
- Zamir, Tzachi. *Ethics and Beast: A Speciesist Argument for Animal Liberation*. Princeton UP, 2007.